

群馬大学医学部附属病院腫瘍センター規程

平成18.12.12 制定

改正 平成19.4.1 平成23.5.10

平成26.4.1 平成27.4.1

平成30.4.1 平成31.4.1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院腫瘍センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、がんに関する専門的、総合的な研究を推進するとともに、都道府県がん診療連携拠点病院として高度がん診療及び教育の推進・普及を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) がんの集学的治療の推進に関すること。
- (2) がん治療に係る医療機関等との連携及びその推進に関すること。
- (3) がん登録に関すること。
- (4) 緩和医療に関すること。
- (5) 化学療法に関すること。
- (6) がん診療相談支援に関すること。
- (7) がん診療検討委員会の運営に関すること。
- (8) 群馬県がん診療連携協議会の運営に関すること。
- (9) その他がん診療に関すること。

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの担当を命ぜられた教員
- (4) 医療技術職員
- (5) その他必要な職員

(組 織)

第5条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 化学療法部門
- (2) 化学療法プロトコル審査部門
- (3) 緩和医療部門
- (4) がん登録部門
- (5) がん相談・地域連携部門

2 化学療法部門の業務については化学療法センターが、化学療法プロトコル審査部門の業務については化学療法プロトコル審査委員会が、緩和医療部門の業務については緩

和ケアセンターが、がん登録部門の業務については診療情報管理部が、がん相談・地域連携部門の業務については患者支援センターが、それぞれ行う。

(運営委員会)

第6条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、群馬大学医学部附属病院腫瘍センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターの事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、病院運営会議の議を経て、病院長が定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附則

1 この規程は、平成18年12月12日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命される第4条第1項第1号及び第2号の職員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年5月10日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年10月13日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。